

令和5年3月31日付け新潟県規則第33号（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則）

20ページから21ページまでの

ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

は、

ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超えている法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超えている法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

の誤り。

22ページから23ページまでの

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

は、

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

の誤り。

40ページの

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項

第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

は、

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

の誤り。